

令 04 原機（敦廢）008

令和 4 年 10 月 26 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（敦廢）003 をもって変更認可を申請し，令和 4 年 8 月 24 日付け令 04 原機（敦廢）006，令和 4 年 9 月 22 日付け令 04 原機（敦廢）007 をもって一部補正した新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画を添付のとおり一部補正いたします。

添付

1. 補正内容

令和4年4月28日付け令04原機(敦廃)003をもって変更認可を申請し、令和4年8月24日付け令04原機(敦廃)006、令和4年9月22日付け令04原機(敦廃)007をもって一部補正した新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

本文6「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表6-1性能維持施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプの除熱機能の維持すべき期間について、廃止措置段階における当該ポンプの除熱対象であるディーゼル発電機の維持すべき期間の終了要件となる「予備電源装置の供用開始まで」を追記する。

以 上

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表

補正前	補正後	備考
<p>6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設 (省略)</p> <p>6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理 (省略)</p> <p>6.2 性能維持施設の施設管理 (省略)</p> <p>表 6-1 性能維持施設 (1/11) ～表 6-1 性能維持施設 (6/11) (省略)</p>	<p>6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設 (変更なし)</p> <p>6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理 (変更なし)</p> <p>6.2 性能維持施設の施設管理 (変更なし)</p> <p>表 6-1 性能維持施設 (1/11) ～表 6-1 性能維持施設 (6/11) (変更なし)</p>	

注) 補正後欄の下線は, 変更事項に含まない。

補正前		補正後		備考									
その他原子炉の附属施設	海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ	除熱機能 希釈放出機能 空気浄化機能 拡散防止機能	機能維持の方法 系統の運転状態の確認により機能を維持する	性能 ・運転量が基準値を満足し、各部の運転状態に異常がないこと	維持すべき期間 原子炉補機冷却系の取組ごとの代替冷却装置の供用開始まで	維持管理後の解体着手可能時期 原子炉本体解体撤去期間	備考 除熱機能停止後、原子炉補機冷却系熱交換器ハイレブスラインを計画する。				
	換気設備	原子炉建屋換気系	送風機	送風機	希釈放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—			
			空気浄化機能	空気浄化機能	拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること						
			拡散防止機能	拡散防止機能	放出低減機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する							
			放出低減機能	放出低減機能	行線機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する							
	その他原子炉の附属施設	海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ	除熱機能 希釈放出機能 空気浄化機能 拡散防止機能	機能維持の方法 系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉補機冷却系の取組ごとの代替冷却装置の供用開始まで	原子炉本体解体撤去期間	除熱機能停止後、原子炉補機冷却系熱交換器ハイレブスラインを計画する。			
				原子炉建屋換気系	原子炉建屋換気系	希釈放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—		
				送風機	送風機	空気浄化機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する						
				拡散防止機能	拡散防止機能	放出低減機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する						
				その他原子炉の附属施設	換気設備	原子炉建屋換気系	送風機	送風機	希釈放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間
空気浄化機能							空気浄化機能	拡散防止機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
拡散防止機能	拡散防止機能	放出低減機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する										
その他原子炉の附属施設	換気設備	原子炉建屋換気系	取集タンク				取集タンク	行線機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
			重水系及びヘリウム系各室				重水系及びヘリウム系各室	希釈放出機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
			ブロア				ブロア	空気浄化機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
			その他原子炉の附属施設	換気設備	原子炉建屋換気系	重水系及びヘリウム系各室	重水系及びヘリウム系各室	希釈放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
						ブロア	ブロア	空気浄化機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
						取集タンク	取集タンク	行線機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する				
その他原子炉の附属施設	換気設備	原子炉建屋換気系				重水系及びヘリウム系各室	重水系及びヘリウム系各室	希釈放出機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・給気ファン、排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	原子炉建屋の汚染の除去工事着手前まで	原子炉本体解体撤去期間	—
						ブロア	ブロア	空気浄化機能	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する				
						取集タンク	取集タンク	行線機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する				

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

・原子炉補機冷却系代替冷却装置の導入に伴い、原子炉補機冷却海水ポンプの除熱機能の維持すべき期間が終了する記載となっているが、廃止措置段階における当該ポンプの除熱対象機器であるディーゼル発電機の維持すべき期間まで除熱機能は必要であることから、当該ポンプの除熱機能の維持すべき期間にディーゼル発電機の維持すべき期間の終了要件となる「予備電源装置の供用開始まで」を追記する。

補正前	補正後	備 考
表 6-1 性能維持施設 (8/11) ～表 6-1 性能維持施設 (11/11) (省略)	表 6-1 性能維持施設 (8/11) ～表 6-1 性能維持施設 (11/11) (変更なし)	

注) 補正後欄の下線は, 変更事項に含まない。